

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第八条 「略」 「2」63 略」</p> <p>64 この規則において「市場参加者」とは、時価の算定の対象となる資産若しくは負債に関する取引の数量及び頻度が最も大きい市場、当該資産の売却による受取額を最も大きくすることができる市場又は当該負債の移転による支払額を最も小さくすることができる市場において売買を行う者であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。</p> <p>一 それぞれ独立しており、関連当事者でないこと。 二 当該資産又は当該負債に関する知識を有しており、かつ、全ての入手可能な情報に基づき当該資産又は当該負債について十分に理解していること。 三 当該資産又は当該負債に関して取引を行う能力があること。 四 当該資産又は当該負債に関して自発的に取引を行う意思がある</p>	<p>(定義) 第八条 「同上」 「2」63 同上」 「項を加える。」</p>

ら」と。

65| この規則において「時価の算定に係るインプット」とは、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いると仮定した基礎数値その他の情報（当該資産又は当該負債に関する相場価格を含む。）をいう。

「項を加える。」

66| この規則において「観察可能な時価の算定に係るインプット」とは、時価の算定に係るインプットのうち、入手可能な市場データ（実際の事象又は取引に関して公開されている情報その他の情報をいう。）に基づくものをいう。

「項を加える。」

67| この規則において「観察できない時価の算定に係るインプット」とは、時価の算定に係るインプットのうち、観察可能な時価の算定に係るインプット以外のもので、入手可能な最良の情報に基づくものをいう。

「項を加える。」

68| この規則において「時価の算定に係るインプットが属するレベル」とは、次の各号に掲げる時価の算定に係るインプットの区分に応じ、当該各号に定めるレベルをいう。

「項を加える。」

一 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場（時価の算定の対象となる資産又は負債に関する取引が十分な数量及び頻度で行われていること）によつて当該資産又は当該負債の価格の情報が継続的に提供されている市場をいう。）において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格 レベル一

二 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、前号に掲げる

時価の算定に係るインプット以外の時価の算定に係るインプット

レベル二

三 観察できない時価の算定に係るインプット レベル三

(重要な会計方針の注記)

第八条の二 会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 「略」

二 棚卸資産の評価基準及び評価方法

「三」十 略」

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 「略」

二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項

「イ」ハ 略」

「号の細分を削る。」

三 口及びハに掲げる事項に関する説明

金融商品(前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。)の時価を当該時価の算定に重要な影響を与

(重要な会計方針の注記)

第八条の二 「同上」

一 「同上」

二 た卸資産の評価基準及び評価方法

「三」十 同上」

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 金融商品については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 「同上」

二 「同上」

「イ」ハ 同上」

三 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法

ホ 口からニまでに掲げる事項に関する説明
「号を加える。」

える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ 時価で貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1) 貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2) 貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3) 貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ロ 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1) 貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2) 貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3) 貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ハ イ(2)若しくは(3)又はロ(2)若しくは(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプ

ツトの説明

(2) 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合
には、その旨及びその理由

ニ イ(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)から
(5)までに掲げる事項

(1) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係る
インプットに関する定量的情報

(2) 当該金融商品の期首残高から期末残高への調整表

(3) レベル三に分類された金融商品の時価についての評価の過
程に関する説明

(4) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係る
インプットの変化によつて貸借対照表日における時価が著し
く変動する場合における当該時価に対する影響に関する説明

(5) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係る
インプットと他の重要な観察できない時価の算定に係るイン
プットとの間に相関関係がある場合には、当該相関関係の内
容及び時価に対する影響に関する説明

2

前項本文の規定にかかわらず、市場価格のない株式、出資金その
他これらに準ずる金融商品については、同項第二号に掲げる事項の
記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要
及び貸借対照表計上額を注記しなければならない。

〔3〕7 略〕

2

前項第二号ロからホまでに掲げる事項については、時価の把握が
極めて困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、注記するこ
とを要しない。この場合には、その旨及びその理由を注記しなけれ
ばならない。

〔3〕7 同上〕

(デリバティブ取引に関する注記)

第八条の八 第八条の六の二(第七項を除く。)に定める事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 取引の対象物(通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物)をいう。次号において同じ。)の種類ごとの次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

「号の細分を削る。」

二 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 取引の対象物の種類ごとの次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

「号の細分を削る。」

〔2〕4 略〕

(賃貸等不動産に関する注記)

第八条の三十 賃貸等不動産(棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この項において同じ。)がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(デリバティブ取引に関する注記)

第八条の八 「同上」

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 時価の算定方法

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 時価の算定方法

〔2〕4 同上〕

(賃貸等不動産に関する注記)

第八条の三十 賃貸等不動産(たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この項において同じ。)がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

「一〇四 略」

2 「略」

(柵卸資産に関する注記)

第八条の三十三 市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有する柵卸資産については、第八条の六の二第一項第三号の規定に準じて注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(流動資産の区分表示)

第十七条 「略」

2 「略」

3 第一項の規定にかかわらず、同項第七号から第九号までに掲げる項目に属する資産については、柵卸資産の科目をもつて一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

(柵卸資産及び工事損失引当金の表示)

第五十四条の四 同一の工事契約に係る柵卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を柵卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。

「一〇四 同上」

2 「同上」

「条を加える。」

(流動資産の区分表示)

第十七条 「同上」

2 「同上」

3 第一項の規定にかかわらず、同項第七号から第九号までに掲げる項目に属する資産については、たな卸資産の科目をもつて一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第五十四条の四 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。

(棚卸資産の評価差額の表示方法)

第七十二条の二 市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産の評価差額は、売上高を示す名称を付した科目に含めて記載しなければならない。ただし、当該金額の重要性が乏しい場合には、営業外収益又は営業外費用に含めて記載することができる。

(売上原価の表示方法)

第七十五条 売上原価に属する項目は、第一号及び第二号の項目を示す名称を付した科目並びにこれらの科目に対する控除科目としての第三号の項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 商品又は製品（半製品、副産物、作業くず等を含む。以下同じ。）の期首棚卸高
 - 二 「略」
 - 三 商品又は製品の期末棚卸高
- 2 「略」

(棚卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載)

第八十条 通常の販売の目的をもつて所有する棚卸資産について、収益性の低下により帳簿価額を切り下げた場合には、当該切下額（前事業年度末に計上した切下額を当事業年度に戻し入れる場合には、

(たな卸資産の評価差額の表示方法)

第七十二条の二 市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有するたな卸資産の評価差額は、売上高を示す名称を付した科目に含めて記載しなければならない。ただし、当該金額の重要性が乏しい場合には、営業外収益又は営業外費用に含めて記載することができる。

(売上原価の表示方法)

第七十五条 「同上」

- 一 商品又は製品（半製品、副産物、作業くず等を含む。以下同じ。）の期首たな卸高
 - 二 「同上」
 - 三 商品又は製品の期末たな卸高
- 2 「同上」

(たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載)

第八十条 通常の販売の目的をもつて所有するたな卸資産について、収益性の低下により帳簿価額を切り下げた場合には、当該切下額（前事業年度末に計上した切下額を当事業年度に戻し入れる場合には

当該戻入額と当事業年度末に計上した当該切下額を相殺した後の金額）は、売上原価その他の項目の内訳項目として、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記しなければならない。ただし、当該棚卸資産の期末棚卸高を帳簿価額の切下げ後の金額によつて計上し、その旨及び当該切下額を注記することを妨げない。

〔2・3 略〕

（原価差額の表示方法）

第九十六条 財務諸表提出会社の採用する原価計算方法に基づいて計上される原価差額は、一般に公正妥当と認められる原価計算の基準に従つて処理された結果に基づいて、売上原価又は棚卸資産の期末棚卸高に含めて記載しなければならない。ただし、原価性を有しないと認められるものについては、営業外収益若しくは営業外費用として、又は特別利益若しくは特別損失として記載するものとする。

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法）

第一百十三条 前条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、営業利益又は営業損失の計算の対象となつた取引に係るキャッシュ・フロー並びに投資活動及び財務活動以外の取引に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当

、当該戻入額と当事業年度末に計上した当該切下額を相殺した後の金額）は、売上原価その他の項目の内訳項目として、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記しなければならない。ただし、当該たな卸資産の期末たな卸高を帳簿価額の切下げ後の金額によつて計上し、その旨及び当該切下額を注記することを妨げない。

〔2・3 同上〕

（原価差額の表示方法）

第九十六条 財務諸表提出会社の採用する原価計算方法に基づいて計上される原価差額は、一般に公正妥当と認められる原価計算の基準に従つて処理された結果に基づいて、売上原価又はたな卸資産の期末たな卸高に含めて記載しなければならない。ただし、原価性を有しないと認められるものについては、営業外収益若しくは営業外費用として、又は特別利益若しくは特別損失として記載するものとする。

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法）

第一百十三条 〔同上〕

であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

- 一 [略]
- 二 税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額に、次に掲げる項目を加算又は減算して表示する方法
- イ [略]
- ロ 売上債権、棚卸資産、仕入債務その他営業活動により生じた資産及び負債の増加額又は減少額
- ハ [略]

様式第六号

【損益計算書】

(単位：円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 年 月 日)	(自 年 月 日)
	至 年 月 日	至 年 月 日
売上高	×××	×××
売上原価	×××	×××
商品 (又は製品) 期首棚卸高	×××	×××
[略]		
商品 (又は製品) 期末棚卸高	×××	×××
[略]		

- 一 [同上]
- 二 [同上]
- イ [同上]
- ロ 売上債権、たな卸資産、仕入債務その他営業活動により生じた資産及び負債の増加額又は減少額
- ハ [同上]

様式第六号

【損益計算書】

(単位：円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 年 月 日)	(自 年 月 日)
	至 年 月 日	至 年 月 日
売上高	×××	×××
売上原価	×××	×××
商品 (又は製品) 期首たな卸高	×××	×××
[同左]		
商品 (又は製品) 期末たな卸高	×××	×××
[同左]		

売上総利益 (又は売上総損失)	×××	×××	売上総利益 (又は売上総損失)	×××	×××
販売費及び一般管理費			販売費及び一般管理費		
[略]			[同左]		
営業利益 (又は営業損失)	×××	×××	営業利益 (又は営業損失)	×××	×××
営業外収益			営業外収益		
[略]			[同左]		
営業外費用			営業外費用		
[略]			[同左]		
経常利益 (又は経常損失)	×××	×××	経常利益 (又は経常損失)	×××	×××
特別利益			特別利益		
[略]			[同左]		
特別損失			特別損失		
[略]			[同左]		
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	×××	×××	税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××	法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××	法人税等合計	×××	×××
当期純利益 (又は当期純損失)	×××	×××	当期純利益 (又は当期純損失)	×××	×××
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
[略]			[同左]		

様式第九号

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 年 月 日)	(自 年 月 日)
	至 年 月 日)	至 年 月 日)
営業活動によるキャッシュ・フロ		
一		
[略]		
棚卸資産の増減額 (△は増加)	×××	×××
[略]		
投資活動によるキャッシュ・フロ		
一		
[略]		
財務活動によるキャッシュ・フロ		
一		
[略]		
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××

様式第九号

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 年 月 日)	(自 年 月 日)
	至 年 月 日)	至 年 月 日)
営業活動によるキャッシュ・フロ		
一		
[同左]		
たな卸資産の増減額 (△は増加)	×××	×××
[同左]		
投資活動によるキャッシュ・フロ		
一		
[同左]		
財務活動によるキャッシュ・フロ		
一		
[同左]		
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××

現金及び現金同等物の期末残高 (記載上の注意) [1.～3. 略]	現金及び現金同等物の期末残高 (記載上の注意) [1.～3. 同左]
備考 表中の「」の記載は注記である。	